

平成22年

10月

いてくれて、
よかった。

全
国
一
斉
法
律
相
談
無
料

家・土地のこと 借金のこと 日常生活のトラブル 労働トラブル 相続のこと 会社のこと

※簡易裁判所の事物管轄(訴額140万円以下)での民事事件の法律相談や代理は、法務大臣認定司法書士が行います。

日本司法書士会連合会

司法書士会 |

検索

相談期間 平成22年10月1日(金)~7日(木)までの1週間

相談場所 滋賀県内の各司法書士事務所にて相談をお受けします。
事前に必ず各司法書士事務所へ電話等にてご予約ください。(県内の司法書士名簿は、滋賀県司法書士会のHPをご覧ください)

相談例 「相続のことで相談したい」「サラ金・クレジットの返済に困っている」「家や土地の名義を変えたい」など

お問い合わせ 滋賀県司法書士会 ☎077-525-1093 (平日9~17時)

滋賀県司法書士会

検索